

## 第3章

### 男女共同参画の現状と課題

# 1 男女共同参画に関する意識

## (1) 固定的な性別役割分担意識

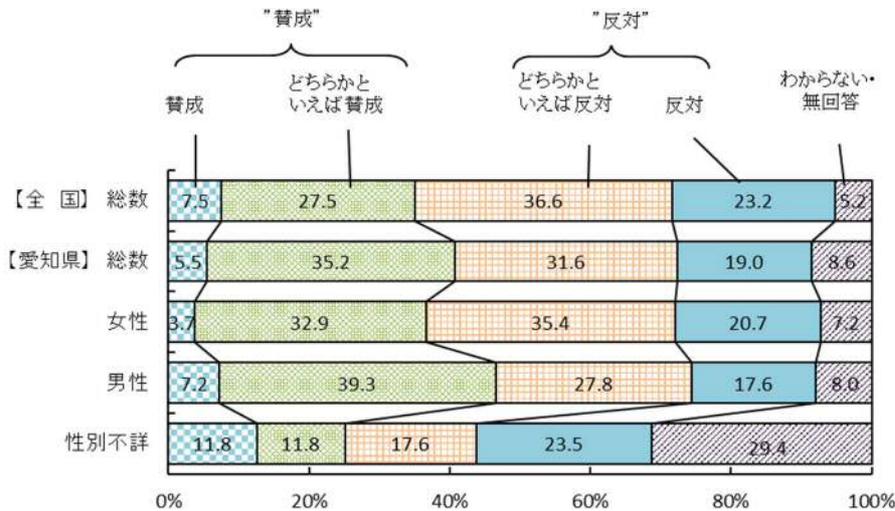
○ 本県では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に、“反対”（「反対」、「どちらかといえば反対」）と回答した人の割合は50.6%、“賛成”（「賛成」、「どちらかといえば賛成」）と回答した人の割合は40.7%となっており、“反対”が“賛成”を上回っています。

ただし、全国と比較すると、“反対”と回答する人の割合は低く、本県は全国に比べ、固定的な性別役割分担意識がまだまだ根強く残っていることが分かります。

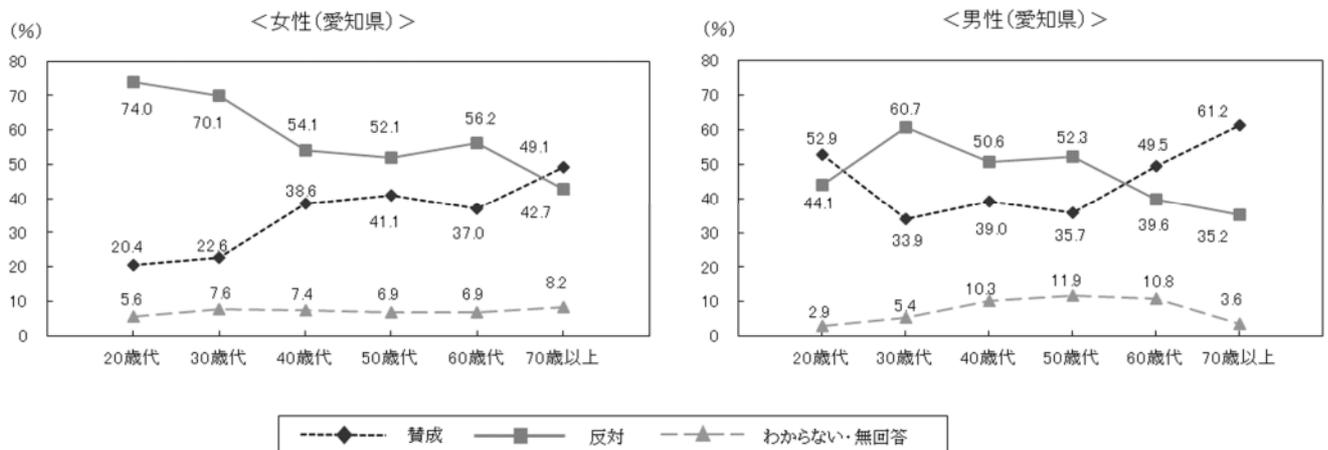
○ なお、本県の調査結果を性別で見ると、“賛成”と回答した人の割合において、男性（46.5%）は、女性（36.6%）より高くなっています。また、“賛成”と回答した人の割合を年齢別で見ると、60歳代・70歳以上で男女の差は大きくなっています。

（※男性のサンプル数が少ない20歳代を除く）

■ 図 7-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方（総数、性別）（愛知県、全国）



■ 図 7-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方（性・年齢別）（愛知県）



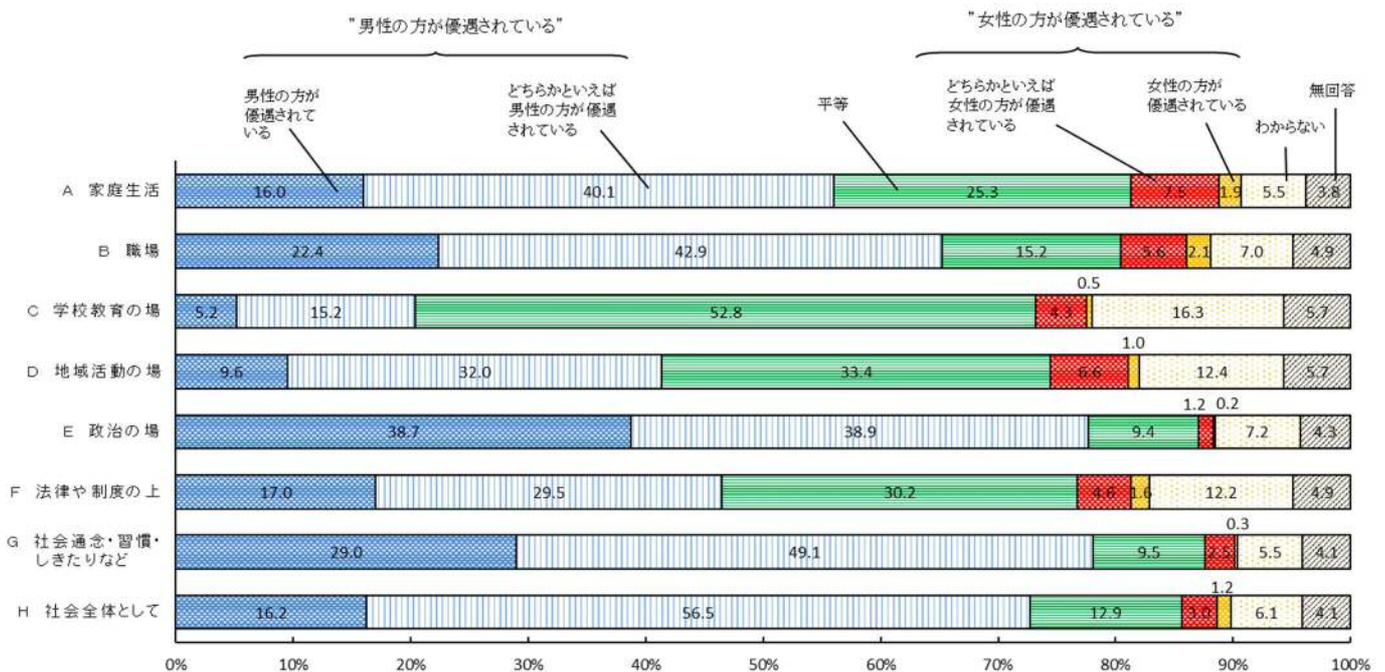
資料：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2019年）  
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2019年）

## (2) 男女の地位の平等感

○ 本県では、男女の地位の平等感について、“男性の方が優遇されている”（「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は、高い順に「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「社会全体として」、「職場」、「家庭生活」、「法律や制度の上」の順となっています。

また、「平等」と回答した人の割合は、高い順に、「学校教育の場」、「地域活動の場」となっています。

■ 図 8 男女の地位の平等感（総数）（愛知県）



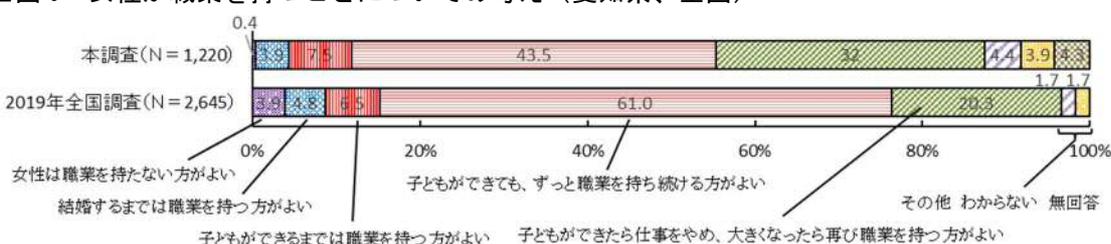
資料：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2019年）

## (3) 女性が職業を持つことについての考え

○ 女性が職業を持つことについて、本県では、「子どもができてはずっと職業を持ち続ける方がよい」と回答した人の割合が最も高く、「子どもができたらずっと仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人との差は、2年前よりも大きくなっています。

○ 全国と比較すると、「子どもができてはずっと職業を持ち続ける方がよい」と回答した人の割合は大幅に低く、「子どもができたらずっと仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人は高いことから、本県では、出産を機にいったん退職した方がよいとの考えが根強いことがうかがえます。

■ 図 9 女性が職業を持つことについての考え（愛知県、全国）



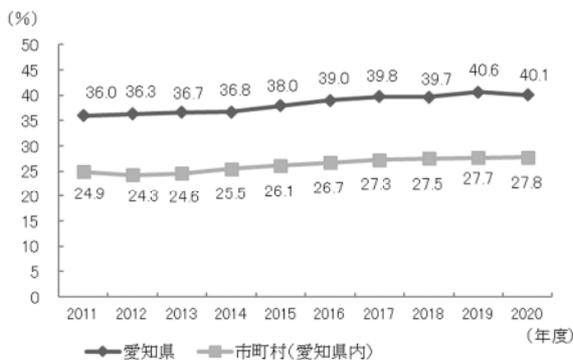
資料：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2019年）

## 2 女性の活躍促進に関する状況

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況

- 本県においては、審議会等委員、県職員の管理職、県教員の管理職、市議会、町村議会議員における女性の割合は、緩やかにではあるものの上昇傾向にあります。
- 市町村議会における女性議員ゼロ議会の割合は、全国平均よりも低く、割合が低い方から数えて12位となっています。また、市町村議会議員については、1市1町1村において女性議員がいない状況となっています。なお、県内に女性の市長はおらず、副市長には1人、議長には1人、教育長には3人の女性が現在就任しています。
- 県議会議員については、2016年度以降横ばいの状況でしたが、2020年度に低下し、現在全国43位となっています。なお、議長には現在女性が就任しています。

■ 図10 審議会等委員への女性の登用率の推移 (愛知県)



資料：県県民文化局

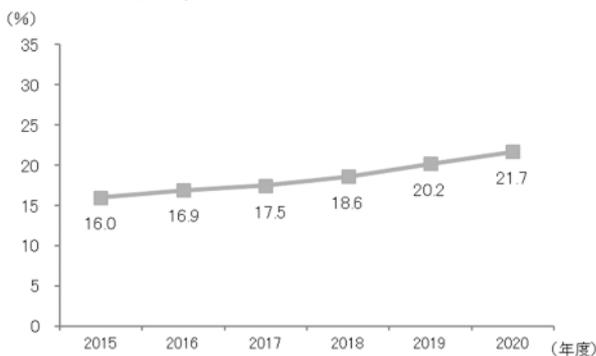
■ 図11 県職員（知事部局等）の管理職に占める女性割合の推移 (愛知県)



※知事部局等：知事部局+他任命権者（警察部局、教員を除く）

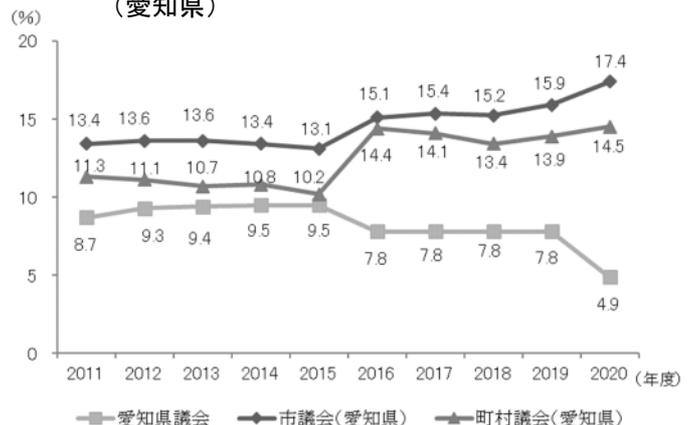
資料：県人事局

■ 図12 教員の管理職に占める女性の割合 (愛知県)



資料：県教育委員会

■ 図13 地方議会議員に占める女性割合の推移 (愛知県)



資料：2020年度は県議会事務局・県県民文化局、それ以外は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

- 管理的職業従事者に占める女性の割合については、5年前より上昇したものの、本県は全国平均を下回り、全国34位となっています。また、本県の主要な産業である製造業は、他の業種と比較して女性管理職率が低くなっています。

■表 2-1 管理的職業従事者に占める女性の割合（愛知県、全国）

調査年	愛知県	全国
2017年	13.5%	14.8%
2012年	12.3%	13.4%

資料：総務省「就業構造基本調査」

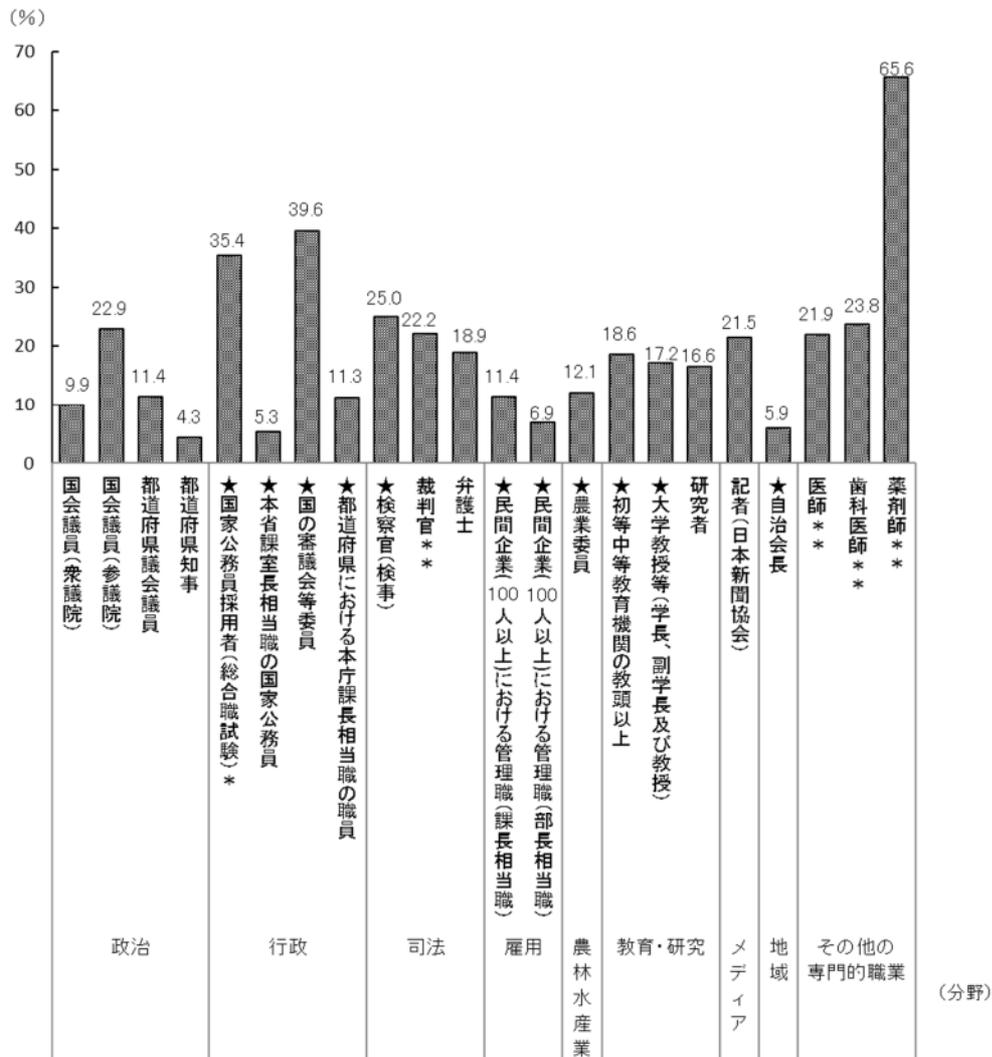
■表 2-2 女性管理職率 20%以上企業等の割合（愛知県）

製造業	全体
9.1%	16.6%

資料：県民文化局「企業経営と女性活躍に関するアンケート調査」（2019年）

○ 各分野における指導的地位に占める女性の割合は、全般的に低い水準となっています。

■図 14 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合（全国）



(備考) 1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(令和元年度)より一部情報を更新。  
 2. 原則として平成31/令和元年度値。ただし、\*は令和2年度値、\*\*は平成30年度値。  
 なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。  
 また、「国家公務員採用者(総合職試験)」は、直接的に指導的地位を示す指標ではないが、将来的に指導的地位に就く可能性の高いもの。

資料：内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

## (2) 様々な分野における男女共同参画

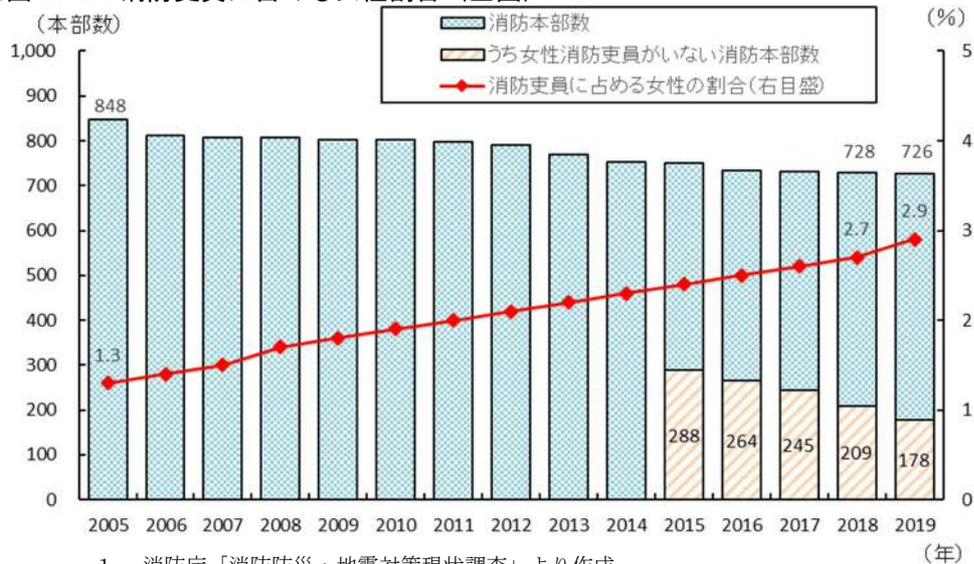
○ 地域活動を始めとする様々な分野において、女性の割合はいずれも緩やかに増加しているものの、各活動の方針決定過程における女性の参画が十分には進んでいない状況となっています。

■ 図 15-1 自治会長に占める女性割合（愛知県、全国）



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和元年）」

■ 図 15-2 消防吏員に占める女性割合（全国）



1. 消防庁「消防防災・地震対策現状調査」より作成。
2. 各年4月1日現在。

資料：内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

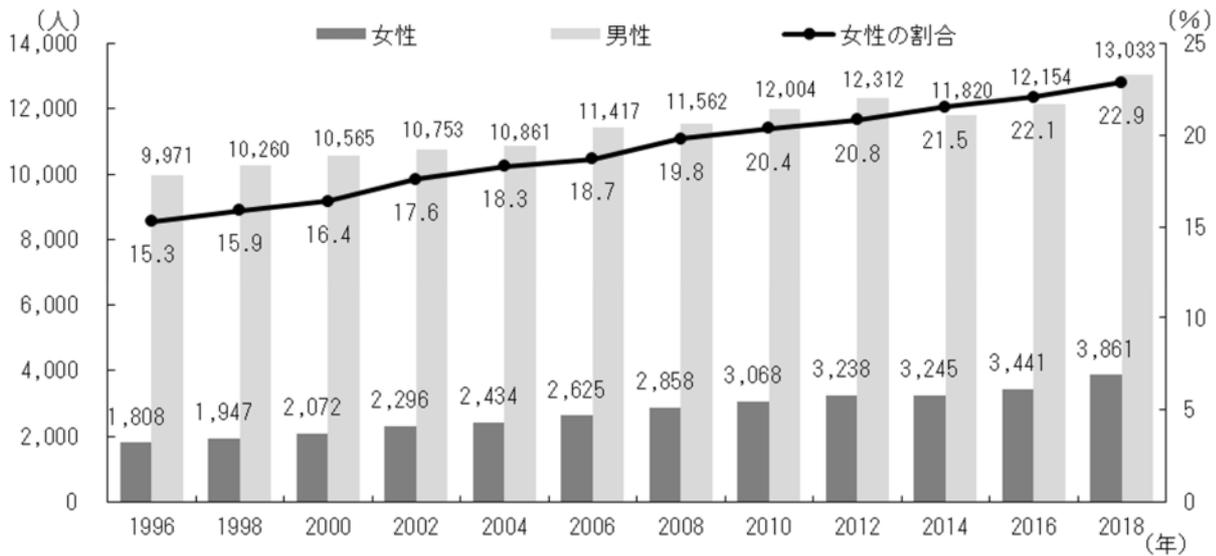
■ 図 15-3 農業委員に占める女性割合（愛知県）



※2016年4月1日の農業委員会法の改正により、2016年度から2017年度にかけて農業委員の定数削減が行われた。

資料：県農業水産局

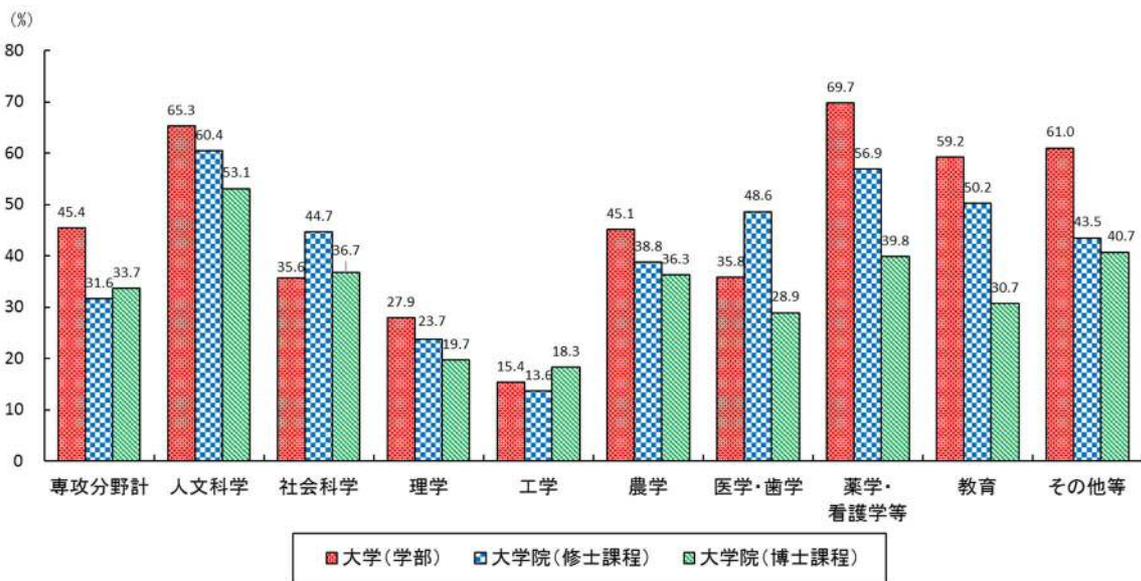
■ 図 15-4 女性医師の割合（愛知県）



※各年 12 月 31 日現在

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

■ 図 15-5 大学・大学院学生に占める女子学生の割合（専攻分野別）（全国）



(備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」(令和元年度)より作成。  
 2. その他等は、大学(学部)及び大学院(修士課程)は、「商船」、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。大学院(博士課程)は、商船の学生がいないため、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。  
 3. 大学(学部)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「看護学」、「その他」の合計。大学院(修士課程、博士課程)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「その他」の合計。

資料：内閣府「令和 2 年版 男女共同参画白書」

### (3) 就業状況

○ 本県の 15 歳以上人口に占める労働力人口比率は、男女とも毎年上昇しており、2019 年は女性が 55.0%、男性が 74.2%となっています。また、労働力人口（4,227 千人）に占める女性の割合は 42.7%となっています。

■表 3 労働力人口（愛知県、全国）

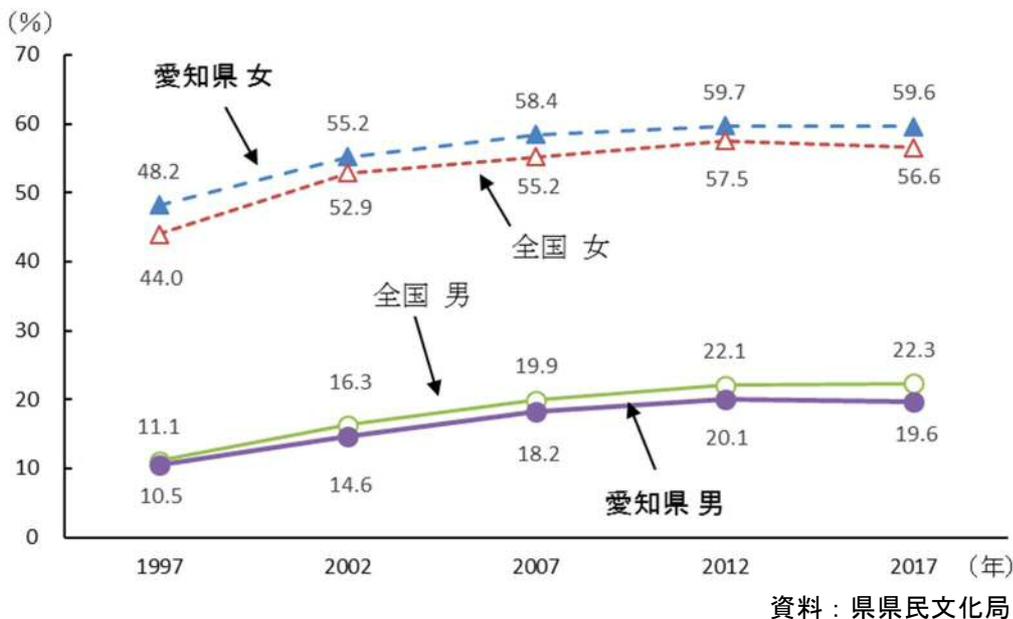
区分		総数(a) (千人)	15歳以上人口				非労働力 人口(千人)	労働力 人口比率 (b/a)	完全 失業率 (c/b)
			総数(b) (千人)	労働力人口					
				男女比	うち就業者 (千人)	うち完全 失業者(c) (千人)			
女性	愛知県	3,285	1,806	42.7%	1,776	30	1,476	55.0%	1.7%
	全国	57,330	30,580	44.4%	29,920	660	26,700	53.3%	2.2%
男性	愛知県	3,265	2,422	57.3%	2,373	49	841	74.2%	2.0%
	全国	53,590	38,280	55.6%	37,330	960	15,260	71.4%	2.5%
総数	愛知県	6,550	4,227	100.0%	4,149	79	2,317	64.5%	1.9%
	全国	110,920	68,860	100.0%	67,240	1,620	41,970	62.1%	2.4%

※ 表中の数値は、数値に分類不能及び不詳の数を含む。また四捨五入の関係で、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：県民文化局「2019年平均あいちの就業状況」  
総務省「2019年労働力調査（年次）」

- 雇用形態別に見ると、全国的に男性は非正規の職員・従業員の割合が約2割であるのに対し、女性は約6割と大きな差が生じています。本県については、女性の非正規の職員・従業員の割合は全国平均に比べて高い状況となっています。

■図 16 男女別、雇用者（役員を除く）に占める非正規の職員・従業員の割合の推移（愛知県、全国）



- また、非正規の職員・従業員において就業調整をしている割合は、男性より女性が高く、女性においては愛知県が全国で最も高くなっています。

（注：「就業調整をしている」とは、非正規の職員・従業員が、収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していることをいう。）

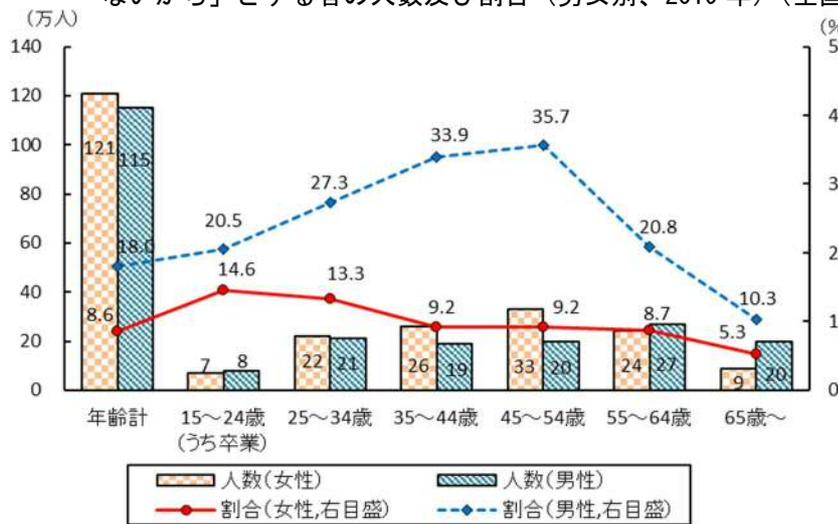
■表 4 非正規の職員・従業員に占める就業調整をしている者の割合（全国上位3県）

順位	女性（配偶者あり）	男性（配偶者あり）
1	45.8%（愛知県）	18.0%（三重県）
2	45.5%（神奈川県）	17.6%（静岡県）
3	45.4%（北海道）	17.5%（愛知県）

資料：総務省「平成 29 年就業構造基本調査」

○ なお、全国的に、「正規の職員・従業員の仕事がないから」として不本意に非正規の雇用形態に就いている人は女性の方が多く、男女差は6万人となっています。

■ 図 17 非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合（男女別、2019年）（全国）



(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(令和元年)より作成。  
 2. 非正規の職員・従業員(現職の雇用形態についている理由が不明である者を除く。)のうち、現職の雇用形態についている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合。

資料：内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

○ そのほか、本県における平均勤続年数は、男性が全国平均を上回り2位であるのに対し、女性は全国平均を下回る35位であり、平均勤続年数の男女差は全国で最も大きくなっています。

さらに、男女の賃金格差(平均所定内給与額)は、全国平均より大幅に低く45位となっています。

■ 表 5-1 男女の労働者の平均勤続年数(愛知県、全国)

	全国	愛知県	順位
女性	9.8年	9.5年	35位
男性	13.8年	14.8年	2位

資料：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」

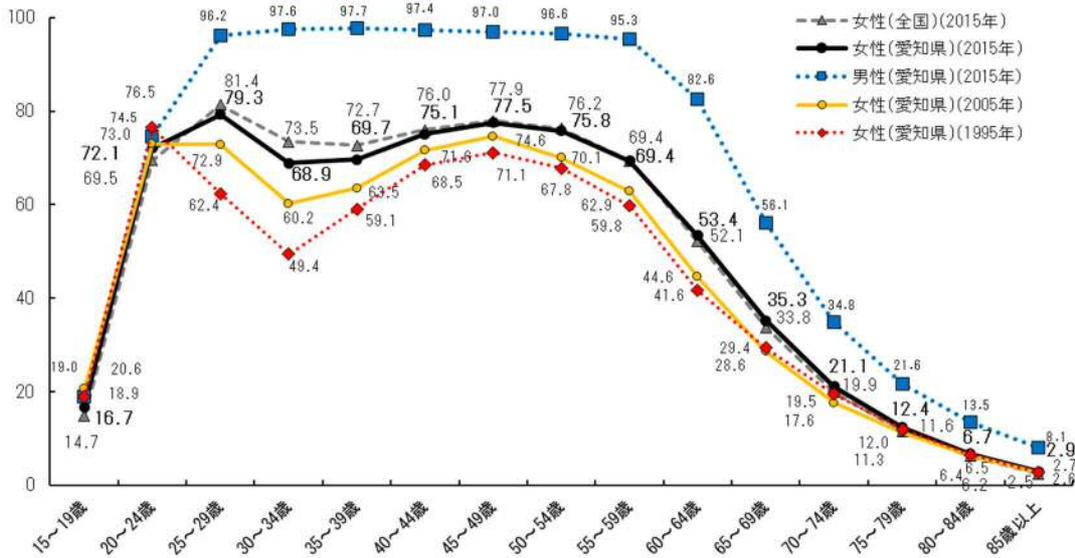
■ 表 5-2 男女の賃金(所定内給与額)比較(愛知県、全国)

	全国	愛知県	順位
女性(A)	251.0千円	252.6千円	7位
男性(B)	338.0千円	344.7千円	4位
差(B)-(A)	87.0千円	92.1千円	45位
比率(A)/(B)	74.26%	73.28%	42位

資料：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」

○ 2015年の年齢階級別の女性の労働力率は、25歳~29歳の79.3%と45~49歳の77.5%を頂点に、30~34歳の68.9%を谷底とするM字型のカーブを描いています。2005年と比べると、M字カーブの底は上昇したものの、依然として本県は、全国に比べ谷がやや深い状況にあります。

■ 図 18 年齢、男女別労働力率（愛知県、全国）  
（％）

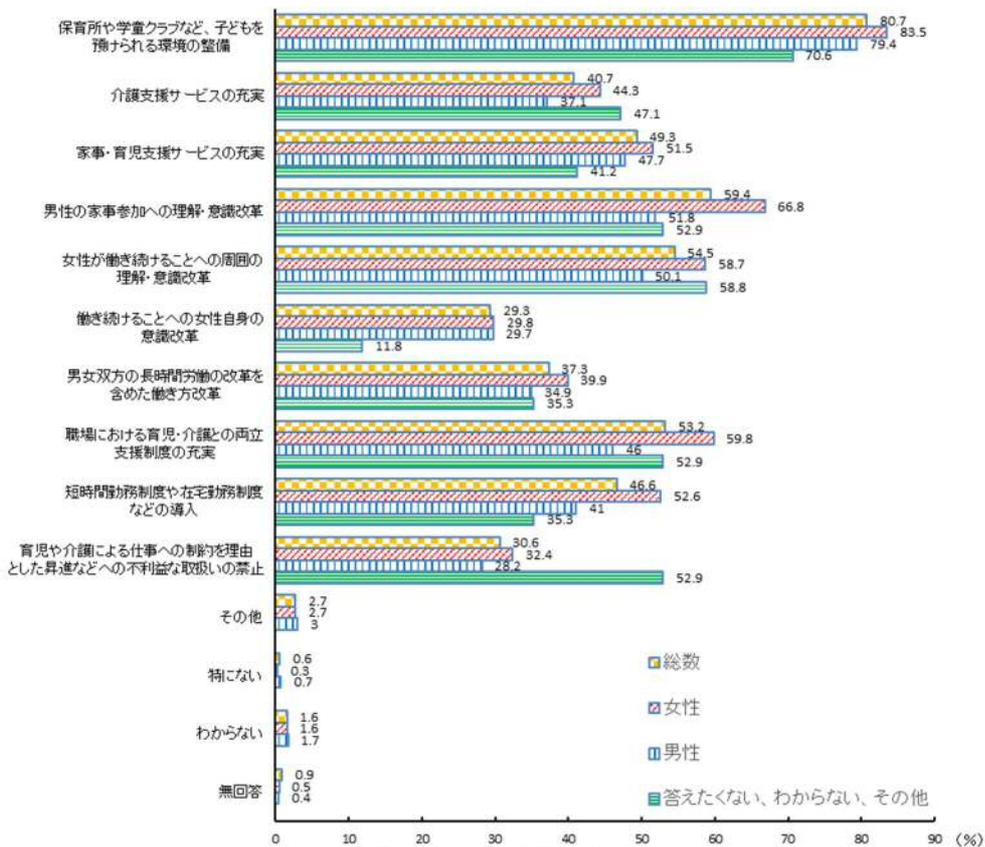


資料：総務省「平成 27 年国勢調査」

（４）就業環境・就業支援

- 女性が出産後も同じ職場で働き続けるために何が必要か聞いたところ、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」と回答した人の割合が最も高く、次いで「男性の家事参加への理解・意識改革」「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」の順となっています。

■ 図 19 女性が出産後も同じ職場で働き続けるために家庭・社会・職場に必要なこと（総数、性別）  
（愛知県）



資料：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2019 年）

- 本県の育児休業取得率について見ると、女性の取得率は高い割合を保っているのに対し、男性の取得率は5%台にとどまっており、出産後、女性の就業継続に求められる男性の育児参加が進んでいないことがうかがえます。

■表6 育児休業取得率（愛知県、全国）

愛知県		女性	男性
	2019年	96.4%	5.0%
	2018年	95.9%	4.6%

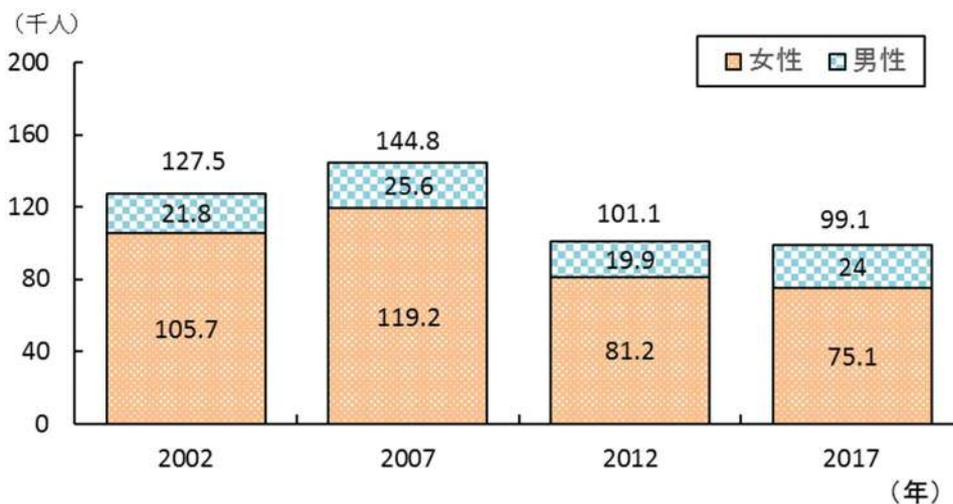
全国		女性	男性
	2019年度	83.0%	7.48%
	2018年度	82.2%	6.16%

資料：県労働局「労働条件・労働福祉実態調査」  
厚生労働省「雇用均等基本調査」

※ 厚生労働省「雇用均等基本調査」の調査時点は10月1日で、調査対象は常用労働者5人以上を雇用する民営事業所

- 介護・看護を理由とした過去1年以内の離職者数は、全国で9.9万人となっており、そのうち76%を女性が占めています。5年前と比較すると、総数が減少し、女性の割合も低下しているものの、依然として介護・看護を理由として離職する割合は女性が高くなっています。

■図20 介護・看護を理由とした離職者数の推移（全国）



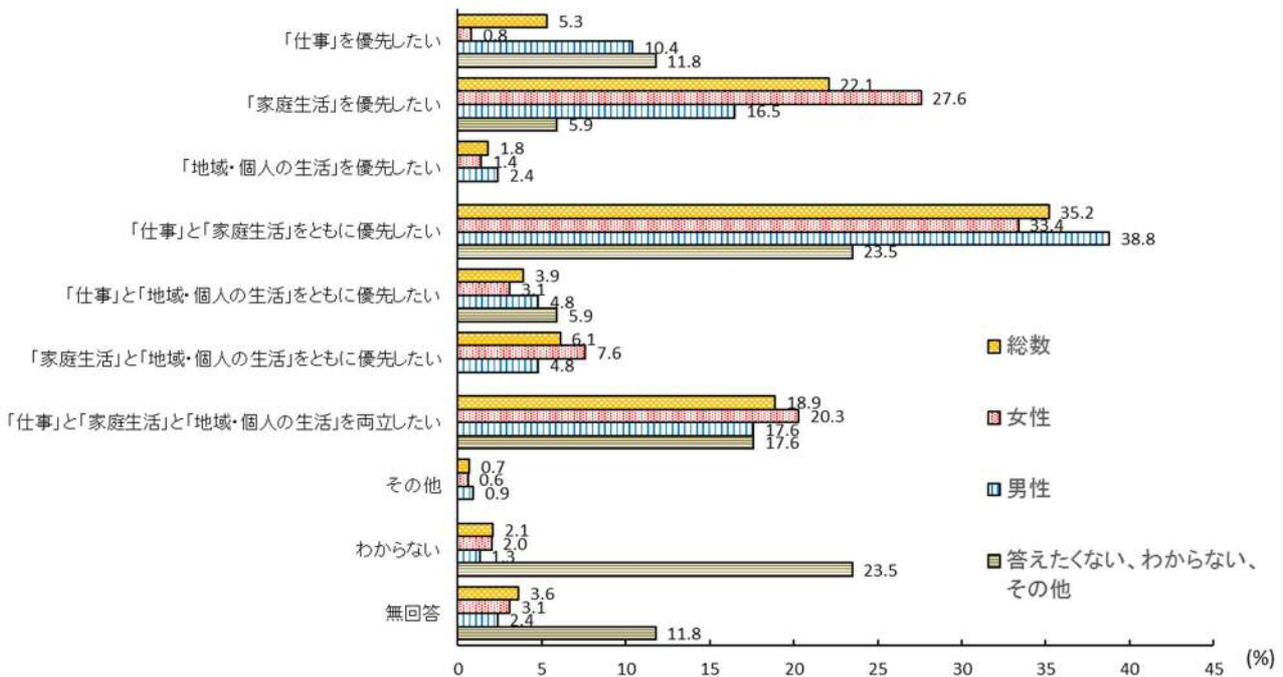
（備考）1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。  
2. 調査時点の過去1年間に「介護・看護のため」に前職を離職した者。

資料：内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

### （5）ライフスタイルの希望

- 仕事、家庭生活、地域・個人の生活について、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」と回答した人の割合が35.2%と最も高く、次いで「『家庭生活』を優先したい」が22.1%となっています。

■ 図 21 生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で優先すること（希望として）（総数、性別）（愛知県）

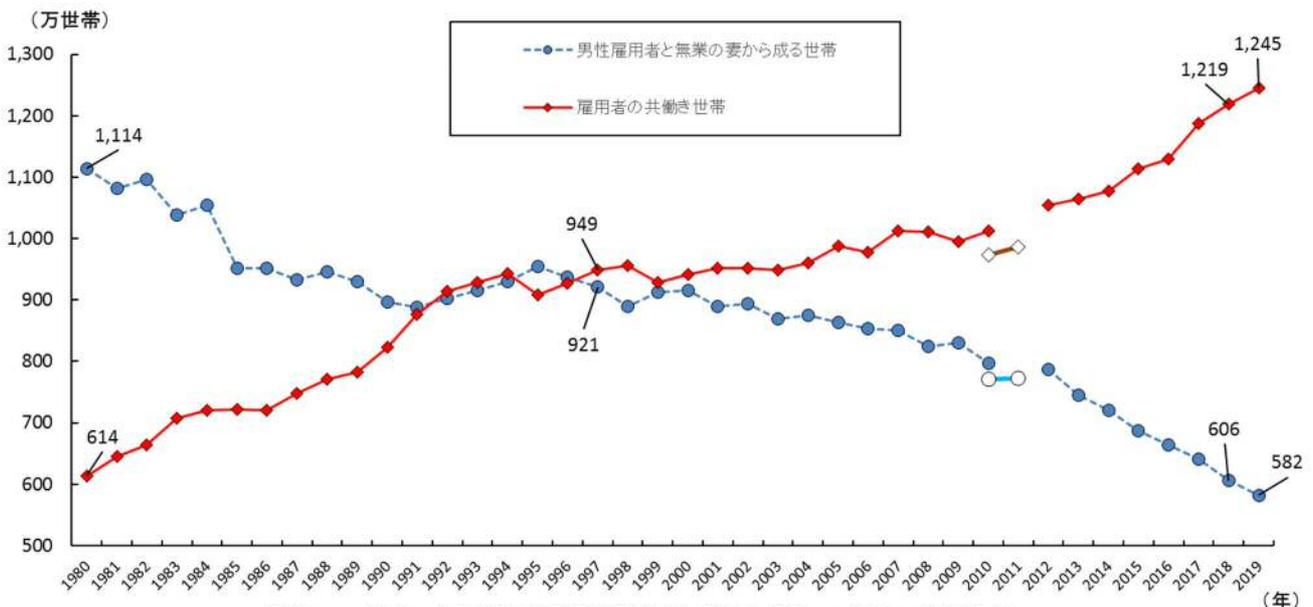


資料：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2019年）

（6）共働き世帯の状況

○ 1980年以降、全国的に夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加しており、1997年以降は、共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っています。  
 また、本県における夫婦共働き世帯の割合は全国平均に比べて高く、2017年には5割を超える状態となっています。

■ 図 22 共働き等世帯数の推移（全国）



(備考) 1. 1980年から2001年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、1980年から1982年は各年3月)、2002年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。  
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。  
 4. 2010年及び2011年の数値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料：内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

■表7 夫婦共働き世帯の割合（愛知県、全国）

調査年	愛知県	全国
2017年	50.9%	48.8%
2012年	47.3%	45.4%

資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」

○ 本県における夫婦の家事関連時間（1日あたり）について、5年前と比較すると、共働き世帯の家事時間は、夫が2分の増加、妻が22分の減少となっており、育児時間は夫婦ともほぼ横ばいとなっています。

過去10年の家事関連時間の推移を見ると、男女の差は3時間41分と2006年の3時間52分と比べると11分縮小しているものの、依然として差は大きくなっています。

■表8 共働きか否か、行動の種類別生活時間一週全体、共働き世帯の夫・妻（愛知県）

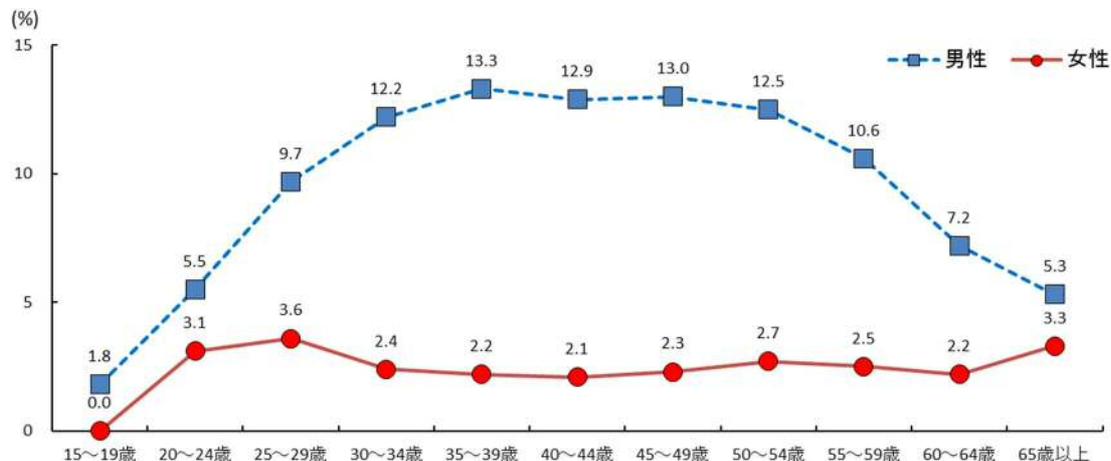
		2006年	2011年	2016年
妻	家事関連	261分	275分	255分
	うち家事	204分	204分	182分
	うち育児	19分	32分	33分
夫	家事関連	29分	30分	34分
	うち家事	12分	10分	12分
	うち育児	4分	7分	6分

資料：総務省「社会生活基本調査」

### （7）労働時間

○ 週労働時間が60時間以上である人の割合は、全国的にすべての年代で女性よりも男性の方が高くなっており、男性の長時間労働の実態がうかがわれます。また、特に子育て世代にあたる30～40代の男性に長時間労働が多く見られます。

■図23 週労働時間が60時間以上の就業者の割合（全国）

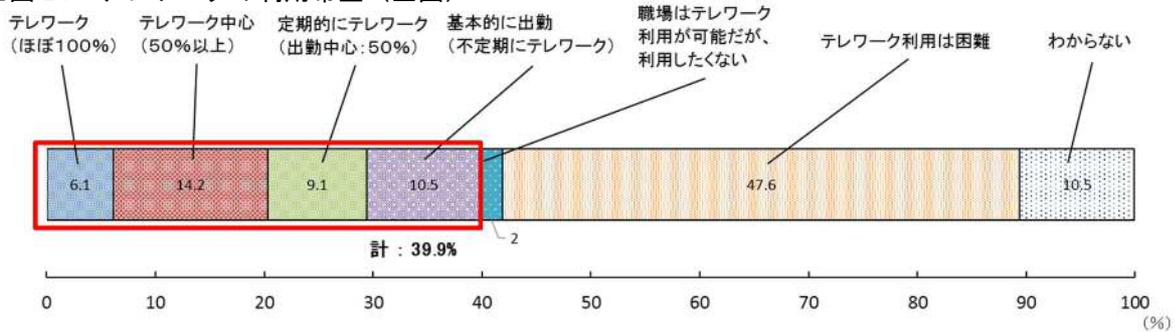


資料：総務省「2019年労働力調査」

## (8) テレワークの利用希望

- 新型コロナウイルス感染症拡大後の2020年全国調査によると、就業者全体の約4割の人が、今後テレワークの利用を希望すると回答しています。

■ 図24 テレワークの利用希望（全国）



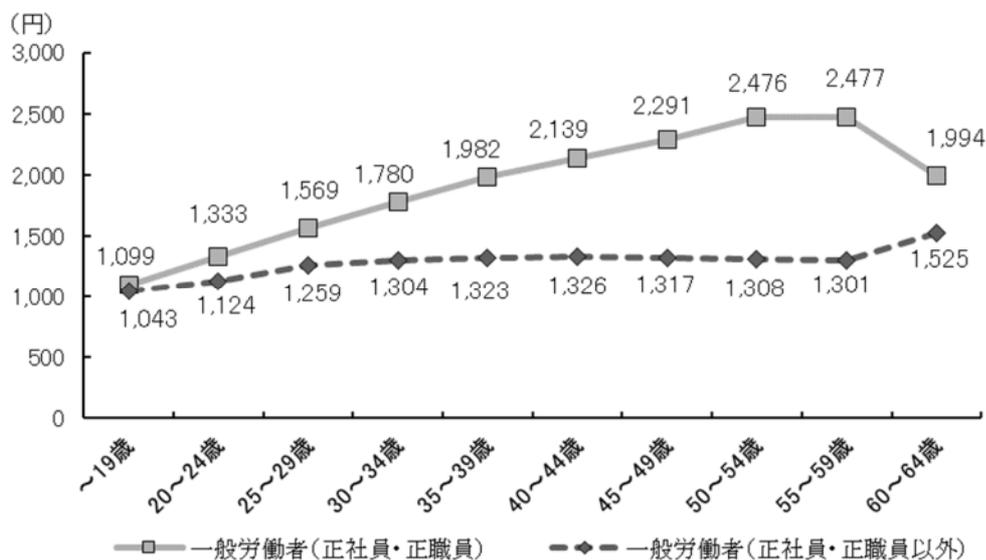
資料：内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(2020年)

## 3 安心して暮らせる社会に関する状況

### (1) 生活困難の実態

- 一般労働者の平均賃金を見ると、非正規雇用（正社員・正職員以外）は、正社員・正職員に比べ賃金が低い状況にあります。

■ 図25 賃金カーブ（時給ベース）（全国）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和元年）雇用形態別表：第1表

- (注)
- 1) 賃金は、2019年6月分の所定内給与額。
  - 2) 一般労働者の平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。
  - 3) 一般労働者：常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者。
  - 4) 短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者。
  - 5) 正社員・正職員：事業所で正社員・正職員とする者。
  - 6) 正社員・正職員以外：事業所で正社員・正職員以外の者。

- 母子・父子世帯が増加している中、特に母子世帯における非正規雇用は、生活の困窮・貧困の連鎖につながるおそれがあります。

■表9 ひとり親世帯の現状（全国）

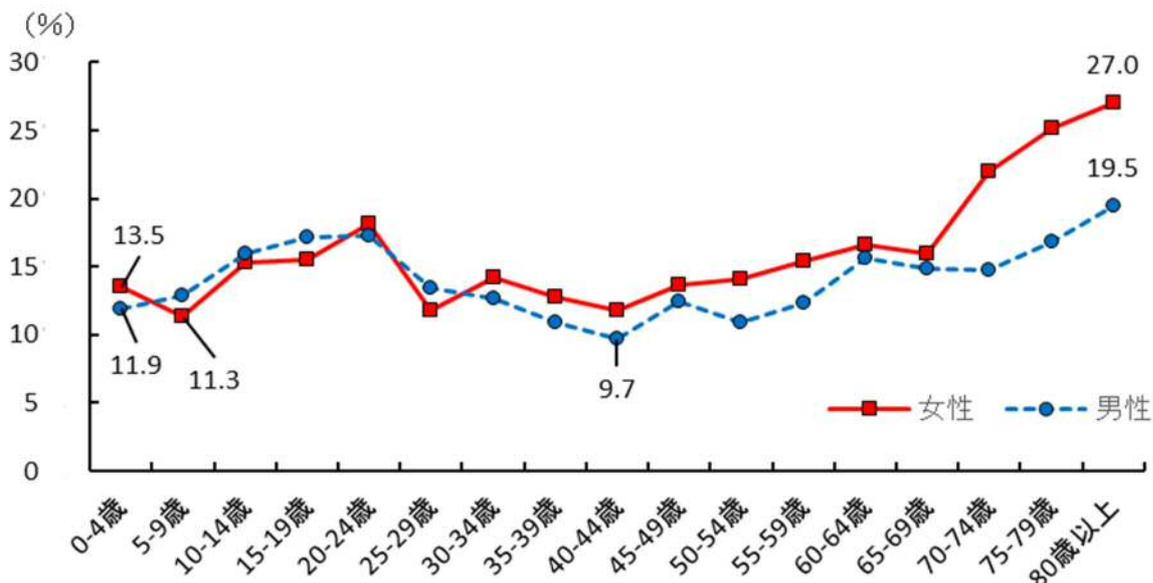
	母子世帯	父子世帯	一般世帯
就業率	81.8%	85.4%	女性 66.3% 男性 82.6%
雇用者のうち正規	47.7%	89.7%	女性 45.9% 男性 82.2%
雇用者のうち非正規	52.3%	10.3%	女性 54.1% 男性 17.8%
平均年間 就労収入	200万円 正規 : 305万円 非正規 : 133万円	398万円 正規 : 428万円 非正規 : 190万円	平均給与所得 女性 276万円 男性 521万円

（出典）母子世帯・父子世帯は平成28年度全国母子世帯等調査  
一般世帯は総務省「労働力調査（基本集計平成28年度平均）」、国税庁「民間給与実態統計調査（平成27年分調査）」

資料：2018年2月1日～子供の貧困対策マッチング・フォーラム in 高松～内閣府作成資料

- 2015年の相対的貧困率<sup>※1</sup>を性別・年齢別に見ると、女性の貧困率は、ほぼ全ての年代で男性より高くなっており、高齢期（70歳以上）から急激に貧困率が増加しています。

■図26 年齢層別・性別の相対的貧困率（2015年、全国）



資料：阿部彩（2018）「日本の相対的貧困率の動態：2012から2015年」貧困統計HP

### 用語解説

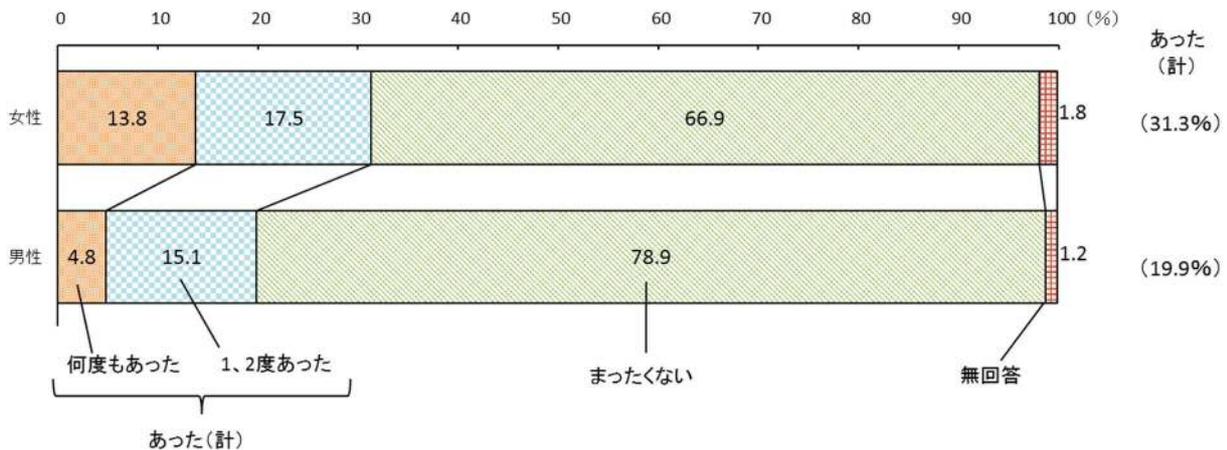
#### ※1 「相対的貧困率」

世帯可処分所得（世帯内のすべての世帯員の所得の合算）を世帯人数で調整した値（等価世帯所得）の中央値の50%を貧困線として、これを下回る世帯可処分所得の世帯に属する人の割合。

## (2) 女性に対する暴力の実態

- 暴力については、身体へ直接的に危害を加える行為を始め、経済的、心理的なものなど、様々な形のものが存在しています。
- 2017年全国調査によると、これまで配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）のいずれかを受けたことがある人の割合は、女性が31.3%、男性が19.9%となっています。

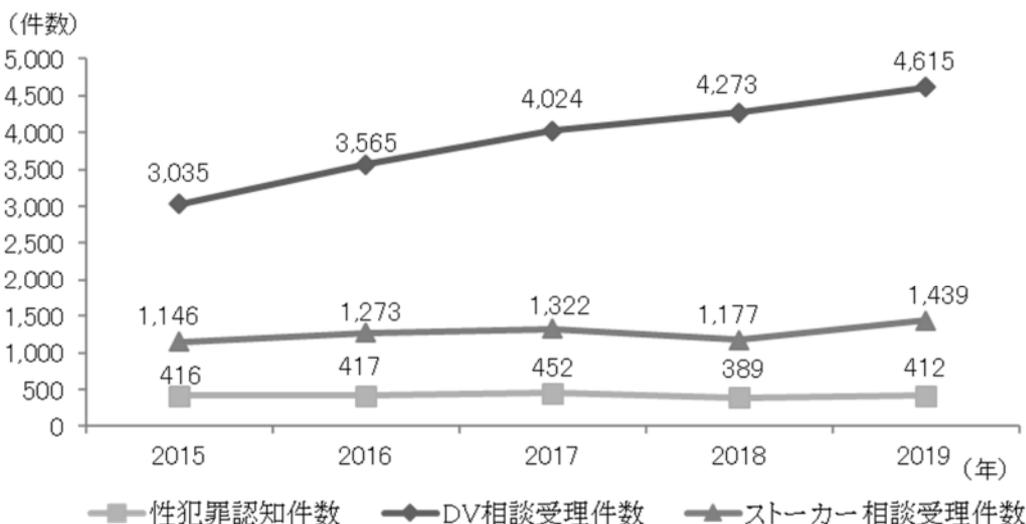
■ 図 27 配偶者からの被害経験（男女別）（全国）



資料：内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

- 女性が被害者となる性犯罪の発生件数は、年間400件前後で推移し、依然として多発しています。また、警察に寄せられるDV、ストーカー行為等に関する相談は増加傾向にあります。

■ 図 28 愛知県警が認知した性犯罪（強姦性交等・強制わいせつ）件数、DV相談件数、ストーカー相談件数の推移（愛知県）

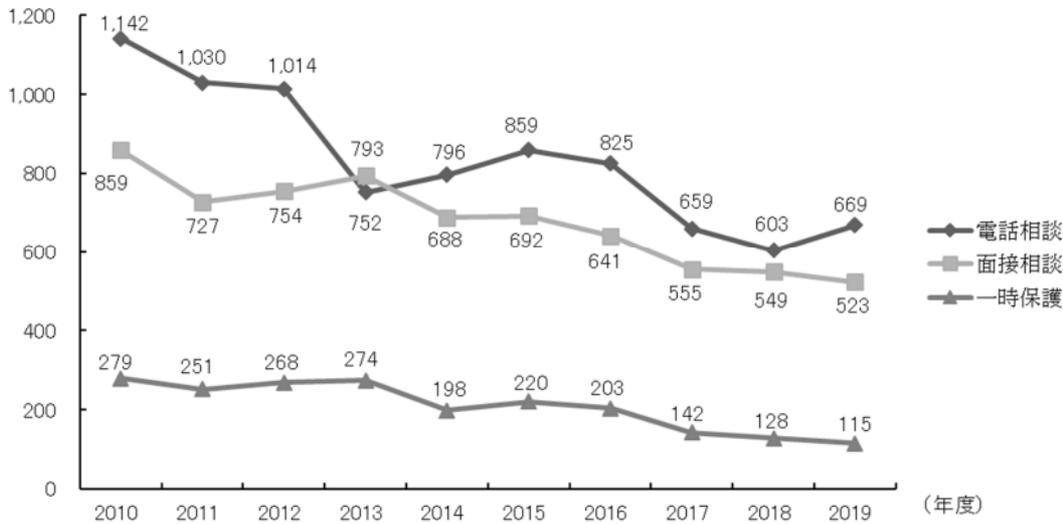


資料：県警察本部

- 本県では、愛知県女性総合センター内に愛知県女性相談センターを置き、DV被害者に対する電話相談や面接相談を実施しています。  
また、配偶者暴力相談支援センターの機能も付与され、相談業務とあわせて、一時保護の実施や保護命令の申立の援助などを行っています。

2019年度に愛知県女性相談センターに寄せられた相談件数を前年度と比較すると、面接相談はやや減ったものの、電話相談は約1割増加しています。

■ 図 29 DV相談、一時保護件数の推移（愛知県）  
（件）



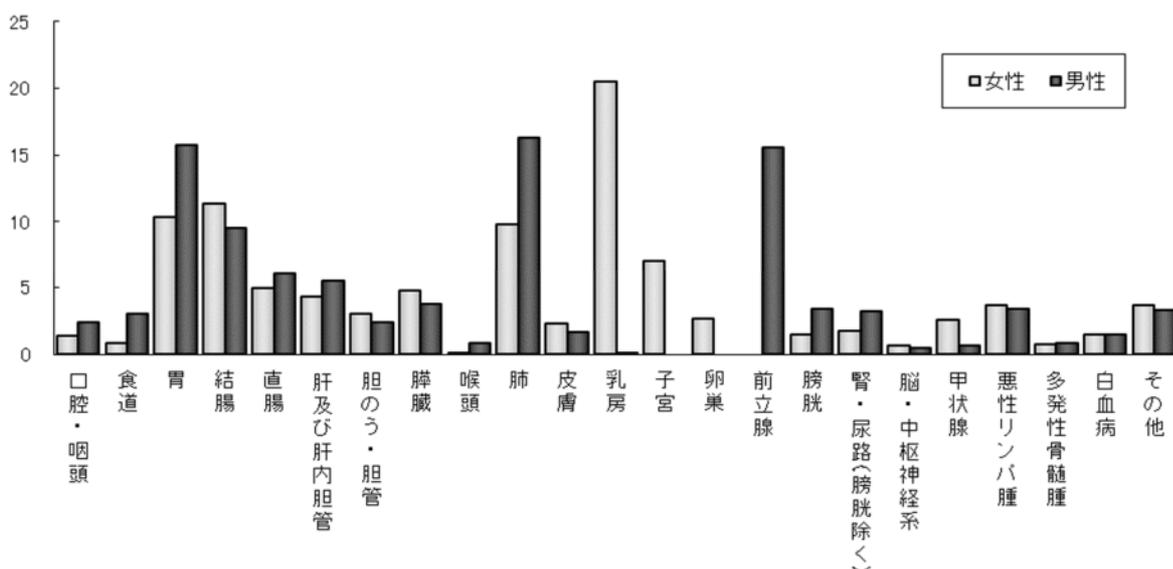
資料：県福祉局

### （3）健康をめぐる状況

○ 病気の罹患状況には男女間で差があり、男女の身体的構造の違いだけでなく、食習慣、運動習慣、労働時間、ストレス、喫煙・飲酒の状況など生活習慣の違いも影響していると考えられます。

たとえば、「愛知県のがん統計」によると、がん罹患した人のうち、女性では「乳がん」にかかった人が最も多いのに対し、男性では「胃がん」、「肺がん」にかかった人が多くなっています。また、女性特有のがんとして「子宮がん」、男性特有のがんとして「前立腺がん」があります。

■ 図 30 がんの部位内訳（愛知県）  
（%）



※ 集計期間は、罹患年月日が2016年1月1日から12月31日の間、集計時期は2019年3月15日

資料：県保健医療局「愛知県のがん統計」

○ また、特に女性は、妊娠・出産の可能性があるため、男性とは異なる健康上の問題が存在します。2016年の本県の周産期死亡率及び妊産婦死亡率を見ると、いずれも10年前より低くなっているものの、全国平均よりも高い割合となっています。

■表 10 母子保健関係指標（愛知県、全国）

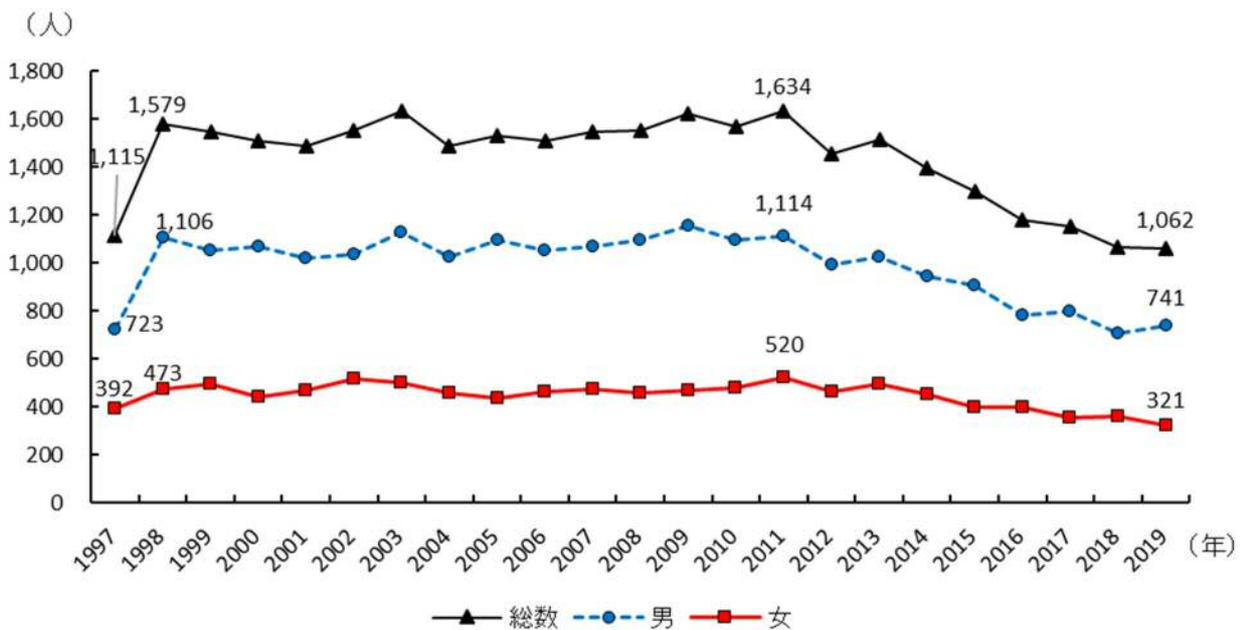
区 分	出生率 (人口千対)		乳児死亡率 (出生千対)		新生児死亡率 (出生千対)		周産期死亡率 (出産千対)		死産率 (出産千対)		妊産婦死亡率 (出産10万対)	
	2006年	2016年	2006年	2016年	2006年	2016年	2006年	2016年	2006年	2016年	2002～ 2006年	2012～ 2016年
愛知県	9.8	8.8	2.7	1.8	1.0	0.9	4.2	3.7	23.7	18.1	7.0	3.9
(全国順位)	(3)	(2)	(30)	(14)	(10)	(25)	(15)	(26)	(3)	(5)	(36)	(29)
全国平均	8.7	7.8	2.6	2.0	1.3	0.9	4.7	3.6	27.5	21.0	5.6	3.5
全国1位率	12.1	11.6	1.4	1.1	0.5	0.2	3.6	2.4	23.2	17.1	0.0	0.0

資料：愛知県地域保健医療計画（2018年3月公示）

○ 本県における自殺者数の推移は、1998年以降、1,500～1,600人前後で推移し、2014年から減少傾向となっており、自殺者の男女別では、男性が7割となっています。

○ 2020年には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでに経験したことのない不安や経済的なダメージが県民生活に影響をもたらしており、自殺のリスクを高めることもあり得ます。

■図 31 自殺者数の推移（愛知県）



資料：県保健医療局

## 4 愛知県の主な課題

第2章及び第3章1～3による考察から、本県における主な課題は下記のとおりです。

### (1) 固定的な性別役割分担意識が今もなお残っている

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に反対する人は着実に増えているものの、愛知県は全国と比較して、その割合が低い傾向にあります。

### (2) 男女の地位の不平等感が依然として残っている

男女共同参画意識が徐々に広がる一方で、家庭・職場・地域等における男女の地位については不平等感が依然として残っており、女性の地位や女性を取り巻く環境の改善に課題を残しています。

### (3) 就業する女性が活躍できる環境が不十分である

全国的に共働き世帯は増加傾向にあり、本県も全国平均を上回る50%超となっています。しかしながら、出産・育児のために離職した女性の割合や、就業調整をしている非正規職員の女性の割合を見ると、本県は全国でも上位にあります。

本県は、女性の平均勤続年数が全国と比べ短く、平均勤続年数の男女差は全国で最も大きくなっています。また、男女の賃金格差については、全国で3番目に格差が大きくなっています。

出産・子育て期である25歳から44歳までの女性の労働力率が、全国平均を下回っています。

管理的職業従事者に占める女性の割合が、全国平均を下回っています。

### (4) 女性に対する暴力や性犯罪が依然として多発している

警察における性犯罪の認知件数の増加を始め、愛知県女性相談センターへの相談件数も減少しておらず、女性に対する暴力や性犯罪は依然として多発しています。

全国的に自然災害が増加傾向にある中、非日常生活となる避難所等での安全確保も重要となっており、防災分野へ女性を始めとした多様な視点をより生かしていくことが必要となっています。

### (5) 新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した、女性に関する諸問題への対応が求められている

2020年からの日本での感染症拡大を受け、社会生活においては「新しい生活様式」への対応を迫られ、多くの企業等でテレワークや時差出勤の導入等、これまでの就業形態に大きな変化が生じることとなりました。

テレワーク等の勤務形態の変化は、柔軟な働き方を可能にし、女性の活躍の場を拡大する可能性がある一方、家事・育児等の女性への負担を大きくする一面もあります。

また、非正規職員の勤務日数減による収入の減少等の社会問題は、これまで取り組んできた女性の貧困問題に、今後もより一層取り組んでいく必要があることを示しています。